

令和4年(2022年)3月3日

西宮市議会議長 草加 智清 様

健康福祉常任委員会

委員長 うえだ あつし

健康福祉常任委員会施策研究テーマについて(報告)

本委員会では、令和3年8月2日開催の委員会において、「ヤングケアラーについて」を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をしてまいりましたので、御報告申し上げます。

1 ヤングケアラーについて

令和3年8月2日、令和3年8月19日、令和3年9月13日、令和3年10月26日、令和3年11月19日、令和3年12月10日、令和4年1月19日、令和4年2月4日及び令和4年3月3日に委員会を開催し、委員間協議等を行うとともに、市当局に対し本市の現在の取組状況や課題等に関する質疑を行い、意見要望を伝えました。

また、令和3年10月26日には、神戸市とWEB会議形式による勉強会を開催し、ヤングケアラーへの支援について調査を行いました。

当該施策研究テーマに対する本委員会としての意見及び各委員の個別意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

ヤングケアラーについて

提言書

健康福祉常任委員会

(令和4年3月3日)

■健康福祉常任委員会としての提言

・当事者、関係者及び社会への広報・啓発

ヤングケアラーへの支援の充実を図るに際して、いち早く取り組むべき事項として、広報・啓発がある。特に当事者や当事者の身近にいる関係者への広報・啓発は重要である。

広報・啓発を行うことで、当事者に“自身がヤングケアラーに該当しているのではないか”という気づきを促すこと、関係者が理解を深めることで当事者の発見につながることで、社会の認知度が上がることで当事者が支援を求める声を発しやすくなること、などが考えられる。

今後、更に広報と啓発に努めて頂くよう提言する。

・発見や抽出から支援へとつながる仕組みづくり

発見や抽出から支援へとつながる仕組みが確立されることで、発見から支援開始までの時間が短縮される。また、支援につながるまでの流れが明確になることで、当事者は支援を求めやすく、身近にいる関係者は積極的にヤングケアラーの発見や抽出に関わることが出来る。

担当部署の設置も含め、発見や抽出から支援へとつながる仕組みづくりに努めて頂くよう提言する。

・相談窓口の設置

当事者自身が支援を求める声を発し難いというヤングケアラーの性質を踏まえると、現時点での相談窓口の設置は万能の策とはなり得ない。しかし、今後の広報・啓発の成果によって、当事者の気づきが促されれば、支援を求める声が多くなり、相談窓口の必要性は増すことになる。また、相談窓口はSNS等の活用も含めて、いつでもどこでも気軽に相談できる窓口である事が求められる。

市独自の相談窓口を設置して頂くよう提言する。

・支援体制の充実

ヤングケアラーへの支援は当事者のおかれている状況によって、その支援内容が異なる、いわばオーダーメイドの支援である。それぞれの当事者に合った支援内容とするには各局の連携は当然として、民間との協働も必要である。

これらを踏まえて、質・量ともに充実した支援体制を構築して頂くよう提言する。

■各委員の個別意見

う え だ あ つ し 委 員 長

・積極的な発見

当事者自身が支援を求める声を発し難い、支援の対象であるということを認識し難いなどヤングケアラーの性質を踏まえると、積極的に支援の必要がある対象者を発見することは非常に重要である。医療情報（精神・難病・母子など）や世帯構成などの既に市が持つデータを活用することで支援を必要とするヤングケアラーを抽出することが可能ではないかと考える。

また、家庭にケアを要する方がいる場合、その方の自宅に介護従事者や医療従事者が訪問していることが多く、このような方々の目で家庭内の状況を確認していただく事でヤングケアラーを抽出することが可能と考える。

積極的な発見につながる取り組みを模索して頂くよう提言する。

多 田 裕 副 委 員 長

一人でも多く、発見・抽出につなげるためにも、また具体的な支援のためにも、まずは実態調査が重要であると考え。教員、SSW、地域包括支援センター、ケアマネージャー、ケースワーカー、民生委員など複数の関係者からの意見を取り入れてアンケートを作成すべきである。

相談窓口の設置に関しては、「家族のケアをするのは当たり前」などといった固定概念を取り除くような啓発も同時に行うことで、当事者が相談しやすく、周囲も発見しやすい環境を整えることも必要である。

また、相談窓口だと敷居が高いと感じるヤングケアラーもいると思われるので、同じ悩みをもつ当事者同士が話せるつどい場の設置も提案したい。その際、リアルな空間はもちろん、顔や名前を隠して気軽に参加できるオンライン型も是非取り入れていただきたい。

河 崎 は じ め 委 員

「健康福祉常任委員会としての提言」に記載のとおりです。

澁 谷 祐 介 委 員

「健康福祉常任委員会としての提言」に記載のとおりです。

田 中 正 剛 委 員

- 1、福祉サービスを担当する健康福祉局内に、福祉や支援につなげる相談窓口を設置すべきと考えます。そして、その相談窓口の役割について、速やかに周知を進めて頂きたいと思います。
- 2、どのような状態の子供が「ヤングケアラー」に該当するのか明確にして、市の各部署や現場の

職員だけではなく、地域の方々とも共有しておかなくては、支援を必要とする対象者の把握が進まないのではないかと危惧しています。周りの大人が気づいてあげられる環境を作っていくことも相談窓口の設置と同時に進めて頂きたいと思います。

- 3、市は、実態把握の調査を早急に集中的に実施するべきと考えます。支援が必要な子供の人数や生活環境など実態が分からなければ、支援につなげる人員強化の必要性について検討できません。
- 4、市が相談窓口を設置した場合、相談したことによってどのように子供の状態が改善するのか具体的にイメージができるよう、広報に工夫が必要だと思えます。
- 5、個人情報の取り扱いがネックとなることが想定されますが、地域のつながりの中で助け合いができることが理想だと思えます。地域福祉計画の中で重点施策に位置付けて、民間の団体と協働しながら、地域で地域の子供を守れるような地域福祉体制の充実に取り組んで頂きたいと思えます。

野口 あけみ委員

「健康福祉常任委員会としての提言」に記載のとおりです。

山口 英治委員

「健康福祉常任委員会としての提言」に記載のとおりです。

よつや 薫委員

- 1 相談窓口の設置に加えて、アウトリーチでヤングケアラーを発見できる体制づくりが必要だと考えます。当事者は多くの場合、相談しない、相談ができない。相談ができないと、その存在を社会は発見できないといわれています。積極的に子どもたちの生活の中で、小さな変化を見てとれる体制が必要です。
- 2 18歳で途切れる支援の先も見据えた支援も必要です。ヤングケアラーとして育った場合、結婚してもしんどいことがあると言われており、また、そもそも、社会性や教育機関との関わりの欠如から就労困難が中年期に差し掛かってもある深刻な人への対応等も必要だと考えます。

■委員長所見

本施策研究を進めるにあたって、他自治体の先行事例や本市の現状の調査・研究を行った上で、委員会全体として4点の提言(委員会提言)を作成した。

現在、本市のヤングケアラー支援は体系化されていないため、その支援は個別の取り組みとなり、支援開始までに時間を要する。しかし、ヤングケアラーを取り巻く社会情勢の変化やヤングケアラー支援

の充実を進める国の方針を受け、本市におけるヤングケアラー支援もこれから体系化していくと考えられる。

この体系化される過程の中で、新たな組織が構成され、新たな取り組みが開始される事になると考えるが、その際、委員会提言を考慮に入れて頂きたい。

委員会提言は全ての委員が必要であると意見の一致をみたものであることから、本市におけるヤングケアラー支援の充実に資する提言であると確信している。

あわせて、それぞれの見識から導かれた各委員からの提言についても十分に考慮頂きたい。

最後に、提言を通してヤングケアラー支援の充実がなされる事を望むとともに、今後もその過程に関わっていく事を約束し、委員長所見といたします。